

令和4年2月28日
那覇産業保安監督事務所

ガス事業法違反に対する嚴重注意について

那覇産業保安監督事務所は、ガス小売事業者である株式会社東江ガス（沖縄県浦添市）に対し現地確認調査等を行い、同社がガス事業法第32条に基づく工事計画書の届出をしないまま、当該地点に供給を行い、当該ガス工作物の一部が同法第21条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないものであることを確認しました。

このため、令和3年11月30日及び令和4年2月28日に、同社に対し同法の遵守に係る嚴重注意を行うとともに、速やかに是正措置を講じ、再発防止策を策定し報告するよう指示しました。

1. 経緯

(1) 那覇産業保安監督事務所は、株式会社東江ガスから、一の団地内において液化石油ガスを導管により70戸以上に供給するガス事業法の適用を受ける事案について、同法に基づく必要な手続きを取らずに8年以上供給している地点があるとの情報を受けた。

(2) このため、当事務所は、現地確認調査を実施し、以下の地域で、同社が同法第32条に基づく工事計画書の届出をしないまま、当該地点に供給を行い、当該ガス工作物の一部が同法第21条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないものであることを確認した。

現地確認 令和3年11月15日 沖縄県名護市内 1件

現地確認 令和4年2月15日 沖縄県名護市内 1件

2. 那覇産業保安監督事務所の対応

当事務所は、株式会社東江ガスに対し、那覇産業保安監督事務所長名にて嚴重注意を行うとともに、速やかに是正措置を講じ、再発防止策について報告するよう指示した。

嚴重注意及び報告徴収 令和3年11月30日

嚴重注意及び報告徴収 令和4年2月28日

本件に関するお問い合わせ先
那覇産業保安監督事務所
保安監督課 課長 徳門
担当者 砂川、棚原、森田
TEL (098) 866-6474

<参考>

事業者の概要

株式会社東江ガス

本社住所 沖縄県浦添市伊祖3丁目32番5号

関係法令

ガス事業法(抜粋)

第三十二条 ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつて、経済産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、ガス工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

第二十一条 ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(報告の徴収)

第七十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。